

伊予地区介護認定審査会運営要綱

平成 17 年 4 月 1 日

告示第 71 号

(目的)

第 1 この要綱は、伊予地区介護認定審査会共同設置規約（平成 17 年規約）の規定に基づく伊予地区介護認定審査会（以下「審査会」という。）の運営を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

(開催時間等)

第 2 審査会は、原則として午後 6 時から午後 9 時の間に開催し、1 回の審査会でおおむね 30 件の審査・判定を行うこととする。

(審査会資料の送付等)

第 3 事務局は、出来る限り審査会開催日の 7 日前までに審査会資料を各審査会委員に送付し、各審査会委員はこれによる事前の十分な検討を行った上で審査会に臨むよう努めることとする。

(各合議体の委員の定数)

第 4 伊予地区介護認定審査会の組織等に関する規則(平成 17 年規則第 93 号) 第 4 条の規定に基づき、審査会の合議体を構成する審査会委員の定数は 5 人以内と定める。

(各合議体の定足数)

第 5 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 9 条第 4 項及び前条の規定に基づき、合議体の定足数は、3 人とする。

(欠席等の対応)

第 6 審査会委員は、緊急その他やむを得ない事由により審査会を欠席又は遅刻することとなった場合は、必ず事前に事務局に通知するとともに必要に応じて直接又は事務局を経由して、交代要員の確保に努めることとする。

(研修会への参加)

第 7 審査会委員は、愛媛県、伊予市その他関係機関が開催する研修会等に積極的に参加し、常に公平公正な審査ができるよう自己研鑽に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。